

私市山手地区地区計画(地区整備計画)概要

地区計画		私市山手地区
基本となる規制等	用途地域	第一種低層住居専用地域 容積率 100% 建ぺい率 50% 外壁後退 1m
	高度地区	第一種高度
	その他	砂防指定地あり、宅造規制区域内、法22条適用、生産緑地地区あり (詳細な内容及び他の規制状況等について別途確認してください。)
地区整備計画により追加される建築物等に関する制限	建築物等の用途	長屋、共同住宅、寄宿舍、下宿は建築できない。
	敷地面積の最低限度	165m ²
	高さの最高限度	8.5m
	形態、意匠	屋根、外壁等の色彩は、良好な住環境にふさわしい落ち着いた色合いのものとし、看板、広告板についても、周辺環境を損なわないものとする。
地区施設	_____	

都市計画決定 平成 9年12月22日

都市計画変更 平成17年 3月 7日

建築条例施行 平成10年 3月31日

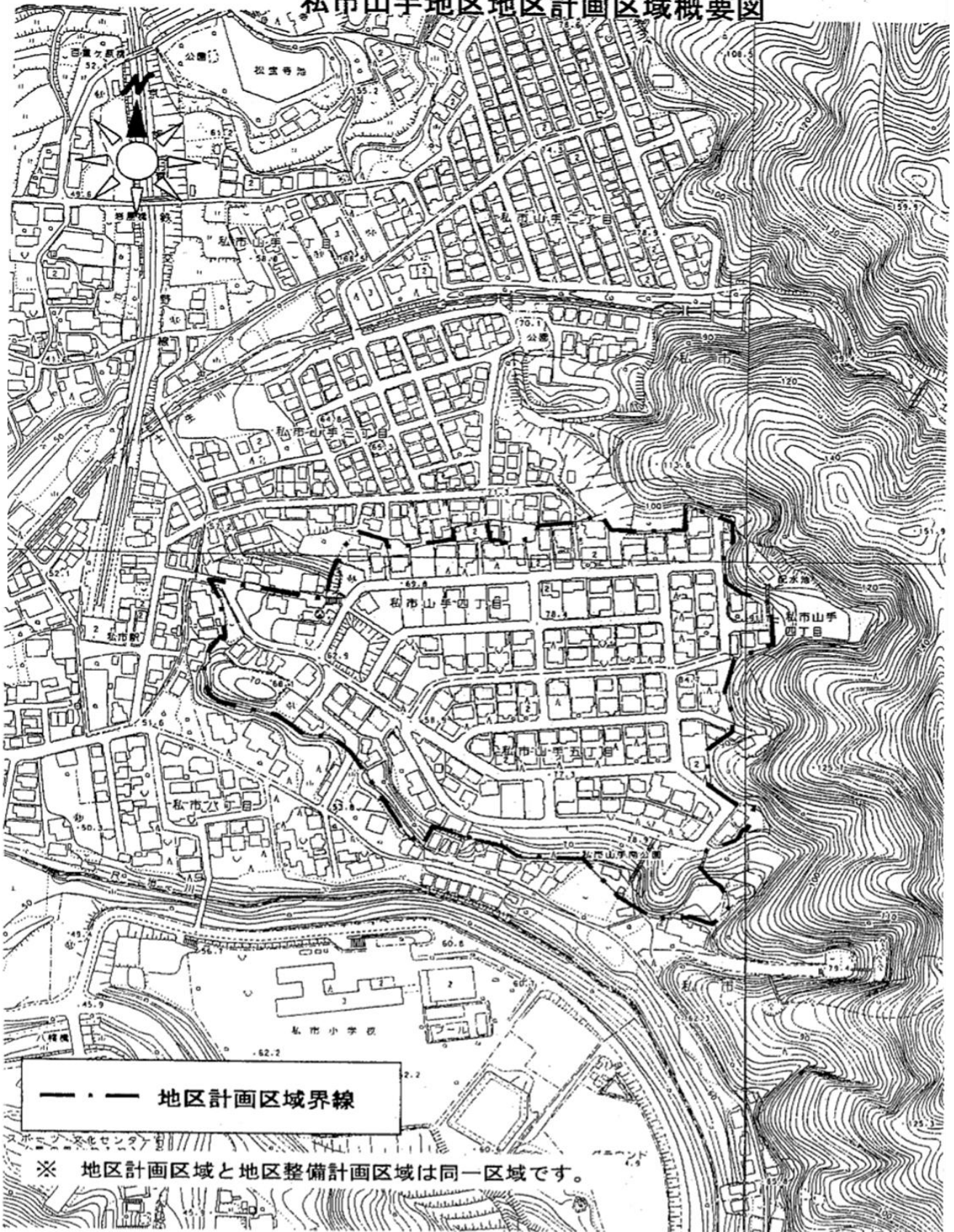
改正条例施行 平成17年 3月 7日

改正条例施行 平成20年 3月28日

改正条例施行 平成24年 6月18日

※ この表中、「法」とあるのは、建築基準法を指します。

私市山手地区地区計画区域概要図



これは、地区計画区域、地区整備計画区域の概要を表示したものです。
制限内容、区域界の詳細については担当課にて確認して下さい。